

令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変更になります

食材費等の高騰が継続していることを踏まえ、厚生労働省より
令和7年4月1日から入院費食事療養費の費用に関する改定がありました。
これに伴い、当院でも令和7年4月1日より下記のように負担額が変更
になります。

対象者	現行 (1食あたり負担額)	令和7年4月1日より (1食あたり負担額)
住民税課税世帯（下記以外の方）	490円	510円
指定難病患者（非課税世帯は除く）	280円	300円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ （過去1年間入院期間が90日以内）	230円	240円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ （過去1年間入院期間が90日以上）	180円	190円
住民税非課税世帯・低所得Ⅰ	110円	変更なし

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

たま日吉台病院